

相模原市立淵野辺東小学校

いじめ防止基本方針

淵野辺東小学校

令和3年4月

相模原市立淵野辺東小学校いじめ防止基本方針

【目指す子どもの姿など】

- ・ 思いやりの心もち、互いを尊重し合う子ども
- ・ 認め合い、競い合い、励まし合って輝く自分を発揮できる子ども

【家庭・地域との連携】

学校便り・ホームページ等の様々な方法で情報を提供する。懇談会においていじめの実態や指導方針などの情報を提供し意見交換する場を設ける。

【校内組織】

【いじめ防止対策委員会】
(役割) いじめの未然防止及び早期発見、いじめ発生時は迅速かつ適切な対応を行う(構成員) 校長、副校長、教務主任、児童支援専任、児童指導主任、養護教諭、支援教育 CD、学年主任、青少年教育カウンセラー

【関係機関との連携】

青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年相談員等それぞれの分野の専門家と連携してチームを組んでケース会議や保護者対応に取り組む。

【いじめの未然防止】

- ・ 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。(公開授業の実施等)
- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。(異学年交流(遊び)等)
- ・ 人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。(あいさつ運動等)
- ・ いじめについて、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。(携帯教室等)
- ・ いじめの問題について協議する機会を設けるなど家庭、地域と連携した取り組みを推進する。(地域・学校・PTA協議会等)

【いじめの早期発見】

- ・ 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。(休み時間の様子、日記、いじめのチェックリストによる点検等)
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
アンケートは学期に1回、個人面談7月・12月
- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。(相談室便りの発行等)

【いじめへの対処】

- ・ 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- ・ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

「いじめ防止対策推進法」によるところのいじめは、どの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称： いじめ防止対策委員会

- 構 成 員：校長、副校長、教務主任、児童支援専任、児童指導主任、養護教諭、支援教育コーディネーター、学年主任のほか、校長の指名する職員によって構成する。また、校長は、必要に応じて、青少年教育カウンセラー等専門的な知識を有する者を参加させることができる。

- 委員会の取組内容
 - ・ 通常時の活動は「児童の育ち委員会」の活動とする。
 - ① 委員会の定期的開催
 - ② 情報交換により実態を把握し対応策を話し合う
 - ③ 実態把握のためのアンケートの実施と分析
 - ④ 職員研修の企画
 - ・ 緊急時の活動
 - ① 緊急いじめ防止対策委員会の開催（教育委員会・警察等関係機関等との連携）
 - ② 発生事例に係わる指導方針の決定及び具体的な行動の提示、周知
 - ③ 専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮）

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ① できたことが実感できる授業を目指し、授業改善を図り、授業公開を実施する。
 - ② ユニバーサルデザインの視点に立った授業改善、環境整備を行う。
 - ③ 受容的な雰囲気と規律を大切にしながら集団づくりを展開する。
 - ・ 「～さん」など、学習の場や活動の場にふさわしい呼名や、心温まる言葉遣いで日常会話をするなど、相手を尊重する態度を養う。
 - ・ 生活目標について児童一人ひとりが振り返りを行い、節度ある態度を身につけるようにする。

- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- ① 一人ひとりが役割を分担し協力して取り組んだり、一人ひとりの自発的な思いや願いを大切にしたりする教育活動を展開する。
 - ② 授業の中で児童一人ひとりのよさや得意分野を積極的に生かすようにする。
 - ③ 異学年交流を通して他者から認められ、他者の役に立っているということが感じ取れる「絆づくり」を進める。
 - ④ 「ありがとう週間（12月）」の取り組み 児童が友だちの優しさや努力を認め他の児童へ紹介する。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
- ① 人権教育の充実：自分の良さ、他人の良さを感じ取れる感性を培う。
 - ② 命を大切に、思いやりの心、助け合いの心等を中心に道徳的実践力が育つよう指導する。
 - ③ 心の通い合うあいさつの推進をする。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ① 打ち合わせ、職員会議等を利用して児童の情報を共有し共通理解を図る。
 - ② インターネットの危険やモラルについて児童、保護者対象にケータ教室を開く。
 - ③ 教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取組の充実を図る。
 - ④ 保護者会、学級懇談会においての啓発を行う。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
- ① 地域・学校・PTA 協議会
 - ② 青少年相談員との協議会
 - ③ 地区健全育成協議会
 - ④ 夏休み中、地域の方と進んで挨拶を交わすよう指導する。

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
- ① 児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。
 - ② いじめのチェックリストを利用して日常生活の様子を点検する。
 - ③ 個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等により、児童の様々な場面の様子を観察し、多面的に情報が得られるようにする。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ① 学期に1回、アンケートを実施し、児童の悩みの早期解決を図る。
- ② 教職員と児童の信頼に満ちた人間関係を築く。
- ③ 安心して語れるような時間と場所を保障する。
- ④ 教育相談 7/8～15(全保護者対象)
12/14～20(希望制)

(3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

- ① 問題に対し、複数で対応する協働体制を取る。
- ② 青少年教育カウンセラーによる相談窓口を周知し、連携して迅速な対応を図る。毎週 火曜日 TEL: 754-3352 (直通)
いじめ相談ダイヤル: 042-707-7053
ヤングテレホン: 042-755-2552
- ③ 教職員相互の中で一人ひとりの児童について率直に話し合う雰囲気を作る。
- ④ 相談室便りを発行する。
- ⑤ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回を行う。

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

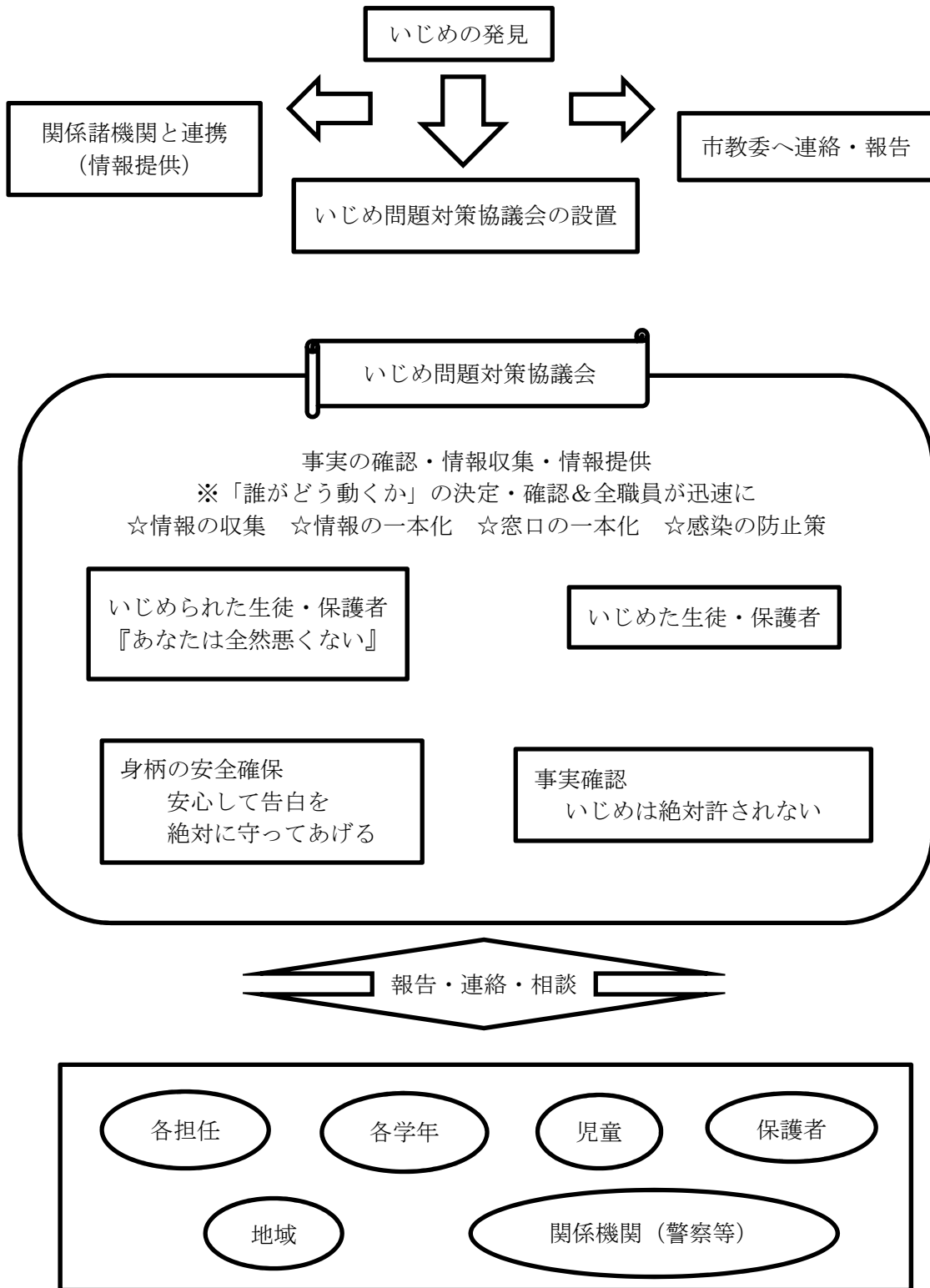
(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- ① 校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有する。
- ② すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体(学年、学級、遊び仲間等)へそれぞれ支援、指導助言を適切に行う。
- ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ① 指導のねらいを明確にし、すべての教職員が共通理解を図る。
- ② 保護者に協力を求め、具体的な対策や、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ③ 速やかに教育委員会へ報告をし、問題の解決へ向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
- ④ メンタルヘルス・ケア等専門の知識を有する機関との連携を図る。
 - 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - 各警察署、県警少年相談・保護センター
 - 青少年相談員
 - 児童相談所、中央子育て支援センター

(対応経路)



いじめの解消…継続して情報交換・援助

事後観察・支援の継続…日常観察・青少年教育カウンセラー等との連携

学校評価…取組の分析、改善

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。
調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため
に行うものである。

- (1) 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
- (2) 事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係わる必要な情報を適切に提供する。提供にあたっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- (4) 調査の結果について市長に報告をする。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。